

なはし外国人材受入環境整備支援助成金 よくあるご質問

令和8年7月1日

	質問事項	回答
Q 1	本社が市外で、事務所が市内にありますが、外国人材が勤務している場所が市外の本社の場合、対象となりますか？	対象外となります。
Q 2	複数の事業者が共同して実施する場合で、申請事業者は市内ですが、もう1社が市外の場合、対象となりますか？	共同実施の対象となりません。1者単独実施の扱いとなります。
Q 3	複数の事業者が共同して実施する場合で、A社とB社は市内、C社は市外の場合、対象となりますか？	2社以上が市内で要件に該当している場合、共同実施の対象となります。
Q 3	地域住民等も参加する場合、地域住民等が一人でも居たら対象となりますか？	原則、想定される参加人数の過半数程度が地域住民等である必要がございます。
Q 4	一般社団法人ですが、申請することは可能ですか？	中小企業支援法に定める中小企業者が対象となり、一般社団法人は中小企業者に該当しないことから申請できません。
Q 5	事業を開始後にこの助成金を知ったのですが、これから購入および発生する経費は助成対象となりますか？	事前着手は認められないため、申請できません。
Q 6	募集要項に記載のない経費は対象となりますか？	募集要項に記載されている経費は例示ですので、不明な場合は、事前に市商工農水課にお問い合わせ下さい。
Q 7	一度交付決定を受けておりますが、再度別の企画を考えている場合、申請は可能ですか？	可能です。ただし、同一の事業者に対する助成は、同一年度内（4月1日から翌年3月31日までの期間）において、上限30万円となります。
Q 8	実施しようとしていたイベント等が、台風の影響で中止（または延期）となった場合、市へ手続きは必要ですか？	台風等のやむを得ない事情により、助成事業の中止をする場合は、あらかじめ「中止（廃止）承認申請書（第8号様式）」を市へ提出ください。 また、延期の場合で、予定していた事業期間内に実施ができない場合は、「事故報告書（第9号様式）」を市へ提出ください。